

保振社振 17 第 285 号
平成 17 年 7 月 26 日

短期社債振替制度利用者 各位

株式会社 証券保管振替機構
代表取締役社長 竹内克伸

「社債等振替制度に係るシステムの利用に関する規則」の制定について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当機構は、平成18年1月10日より一般債振替制度を開始し、併せて、短期社債振替制度の機能向上のためのシステム基盤の整備を行う予定です。両制度（以下「社債等振替制度」という。）に係る業務の処理は、当機構と発行代理人、支払代理人及び機構加入者等（以下「利用者」という。）とがコンピュータ・システムを利用して情報を授受することにより行うことから、その利用に関し必要な事項を定めるため、「社債等振替制度に係るシステムの利用に関する規則」を別添のとおり制定し、平成18年1月10日付で施行することとしましたので、ご通知いたします。

今回の制定概要は下記のとおりです。

記

1. 目的

この規則は、利用者が社債等振替制度に係る利用者の業務の処理に、当機構の社債等振替制度に係るシステム（以下「機構システム」という。）を利用することに関し、必要な事項を定める。

2. 統合Web端末に係る規定

利用者が統合Web機能を利用するための端末装置（統合Web端末）を利用する場合における当機構への届出手続、運用方法及び費用負担等について、所要の規定を設ける。

3. 回線接続に係る規定

利用者が利用者のコンピュータ・システム（以下「利用者システム」という。）によるデータ授受を行うにあたり、利用者システムと機構システムとの間を通信回線で接続する場合における当機構への届出手続、運用方法及び費用負担等について、所要の規定を設ける。

4. その他

その他、コンピュータ・システムに係る各種テストについての協力等、必要な規定を設ける。

以上